

⑥6 復興公営住宅整備事業（城北団地）^{じょうほく}

受賞機関 福島県 会津若松建設事務所

全建賞審査委員会の評価ポイント

解体後に再利用することを前提として建設された応急仮設住宅の部材を用い建設された、復興公営住宅の事業。応急仮設住宅に用いた65.6%の木材を再利用して復興住宅を建設し、産業廃棄物の抑制並びに建設コストの縮減を行ったことを評価。

1. はじめに

福島県では、東日本大震災に伴う原子力災害により避難の継続を余儀なくされている避難者の居住の安定の確保を目的に、県全体で4,890戸の復興公営住宅の整備を進めている。

このうち、会津若松建設事務所管内では134戸の復興公営住宅の整備を計画し、平成28年度に全ての整備が完了した。

城北団地は、会津若松市の城北地区に22棟（集会所含む）30戸を整備したものである。

2. 事業の概要

建設地は会津若松市の北東に位置し、元々は東日本大震災の避難者の応急仮設住宅が、建築されていた。

新たな復興公営住宅の整備においては、解体した既存の応急仮設住宅の木材や屋根材等を一時保管・再利用して再構築するという、県内初の取組みを実施した。

3. 事業の成果

既存の応急仮設住宅は、解体後の再利用を前提として柱の側面に溝を掘り、横板を落とし込んで壁面を構築していく「板倉工法」を採用し、横板の柱留め釘の省略、床板・化粧天井板等の固定には引き抜きを可能とするビ

スの採用、電気配線の露出など、解体した際に材料が痛みにくく再利用が容易となるように工夫を施しており、多くの部材を再利用することが可能となった。

これにより、集会所を含む全22棟の内、17棟について再利用材を用いて再構築することとしたが、木材の再利用にあたっては、材料が再利用可能な状態であるかどうかを確認したうえで、部材を選定する必要があった。

しかしながら、選定方法の前例がないため、受注者と工事監理受託者及び会津若松建設事務所の3者でその手法を検討し、チェックリストやBIM（ビルディングインフォメーションモデリング）を活用することにより、適切かつ敏速な材料選定が可能となり、最終的には応急仮設住宅時から間取りの変更を実施したにも関わらず、再構築住棟の全木材量に対し、約65.6%を再利用材とすることが出来た。



城北団地 再構築住棟



復興公営住宅 城北団地

4. おわりに

県内初の試みを無事に竣工させることができたのは、ひとえに設計・工事関係者のご協力のおかげであり、心より感謝申し上げたい。

今後とも、入居される方々に住んで良かったと思われるのはもとより、地域の方にも愛されるような公営住宅等の県有施設の整備に取り組んでまいりたい。

賛助会員 会津土建㈱